

平成26年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

| 議案番号 | 議案の名称 | 審査結果 | 採決日 |
|---------|---|----------------|-------|
| 議案第74号 | 平成26年度宝塚市一般会計補正予算(第2号) | 可決 (全員一致) | 9月12日 |
| 議案第75号 | 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号) | 可決 (全員一致) | |
| 議案第76号 | 平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号) | 可決 (全員一致) | |
| 議案第78号 | 宝塚市援護資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第102号 | 平成26年度宝塚市一般会計補正予算(第3号) | 可決 (全員一致) | 10月6日 |
| 請願第40号 | 宝塚市自治会補助金交付要綱(案)の見直しを求める請願 | 趣旨採択 (全員一致) | 9月12日 |
| 決議案第15号 | いわゆる従軍慰安婦問題に関して、本市議会が平成20年3月26日付けで政府に提出した意見書が決定的な根拠を失ったことを確認するとともに、国はさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に、慰安婦問題についての正しい理解を促す努力をするよう求める決議について | 可決 (賛成多数) | 10月8日 |
| 決議案第16号 | いわゆる従軍慰安婦問題に関して、国はさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に、正しい理解を促す努力をするよう求める決議について | 否決 (賛成少数) | |

審査の状況

① 平成26年 9月 9日 (議案審査)

・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二

② 平成26年 9月12日 (議案審査)

・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
 草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
 三宅 浩二

③ 平成26年10月 6日 (議案審査・委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
三宅 浩二

④ 平成26年10月 8日 (議案審査・委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎となき 正勝 ○伊藤 順一 江原 和明 大川 裕之
草野 義雄 寺本 早苗 富川 晃太郎 浜崎 史孝
三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

平成26年第4回(9月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第74号 平成26年度宝塚市一般会計補正予算(第2号)

議案の概要

平成26年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、4億1,900万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、719億5,210万円とするもの。

また、地方債の補正を計上するもの。

歳出予算の主なものは、自治会活動支援事業では自治会補助金を、市税徴収事業では市税還付金及び還付加算金を、自立支援事業では国庫負担金に係る過年度分の返還金を、臨時福祉給付金等給付事業では臨時福祉給付金を、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業では講師等謝礼を、生活保護事業では国庫負担金に係る過年度分の返還金を、予防接種事業では個別接種等委託料を、二酸化炭素排出抑制対策事業では調査委託料を、農業振興事業では青年就農給付金を、歌劇100年魅力発信事業ではモニュメント作成委託料を、中学校施設整備事業では空調設備更新工事設計委託料を、幼稚園施設整備事業ではエレベーター整備工事費を、中央公民館整備事業では基本計画・基本設計業務委託料を、それぞれ増額する一方、執行額の確定に伴う執行残などを減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では臨時福祉給付金給付事業費及び事務費補助金、がんばる地域交付金を、県支出金では県民税徴収事務費交付金を、財産収入では普通財産貸付料を、寄附金では福祉基金に対する寄附金を、繰入金では財政調整基金とりくずしを、諸収入では予防接種実費徴収金を、それぞれ増額する一方、市債では人権文化センター施設整備事業債及び清掃運搬施設等整備事業債を、それぞれ減額しようとするもの。

第2表、地方債の補正では、人権文化センター施設整備事業債及び清掃運搬施設等整備事業債の限度額を、それぞれ減額しようとするもの。

論 点 1 平成26年度一般会計補正予算について(歌劇100年魅力発信事業、自治会活動支援事業を除く)

<質疑の概要>

問1 ふるさと納税の受入状況について、平成20年度の18件74万1千円余から平成25年度は25件326万2千円余と増加している。受入側としての努力と今年度の見込みは。

答1 ふるさと納税の受入件数は、10件から20件の間で推移している。本年8月から記念品を充実し、その後26件の納税があった。前年同時期と比べ、金額にして約230万円の増であり、記念品充実の効果はあったと考えている。例年確定申告の時期が近づくとふえる傾向にあり、例年にない金額が見込めるのではないかと。

問2 記念品のさらなる充実として、今回歌劇のS席1枚と観光振興グッズを100セット限定で検討しているようだが、100セットが妥当なのか。

答2 宝塚歌劇は本年100周年を迎え、かなりの人気を博している。今年度の100セットを検討材料にして、今後検討していきたい

問3 がんばる地域交付金の阪神間の配分比較を見ると、伊丹市が2億円余りと突出しているが、どのように考えるのか。

答3 前年度の国の補正予算に対する負担額の大きさが、交付金の大きさに比例していると考えている。多額の交付金を受けようとするとかかなりの事業を前倒しで執行することとなり、前もって計画的に事業の前倒しを進めていく必要がある。

問4 国が求めた給与カットに応じなかった市では、交付金額が少なくペナルティを受けた感がある。交付金の本来の使い方は地域の活性化のためと考えているが、待ちの姿勢であり守りの姿勢であると思える財源更正とした意味は。

答4 本来は既存事業ではなく新規事業に投資して活性化を図ることが望ましいが、規模や即効性を考えるとふさわしい事業がなかった。

問5 社会資本整備総合交付金充当事業のうち、住宅政策推進事業の内訳は。

答5 マンション管理セミナーや、共同住宅バリアフリー改修費補助金などに充当したいと考えている。

問6 住宅リフォーム制度充実のために使ってほしいというのが国の意向ではあるが、住宅リフォーム制度に使えないのか。現在の実績はどうか。

答6 住宅リフォーム補助金として当初予算で400万円計上し、6月に募集を行った。

問7 中学校への防犯カメラ設置事業について、運用ルールはどうするのか。

答7 現在教育委員会で取扱要綱を作成しており、必要最小限の運用となるよう留意している。

問8 過去の映像を確認する際は、誰が管理して誰が見るのか、どういうときに再生するのかなどをきちんと決めておかなければならないのではないかと。

答8 通常は過去の映像は見ない。何か起こった時だけ確認することとしており、過去の映像を確認できるのは校長と教頭のみと考えている。

問9 防犯カメラではなく、警備会社に委託した場合の費用は検討しなかったのか。

答9 現在、中学校での夜間開放事業で午後6時から午後9時30分まで警備会社に警備を委託しているが、その契約額から類推すると1校あたり月額12万円相当かかる見

込み。

問 1 0 設置を小学校まで広げなかった理由は。

答 1 0 小学校への防犯カメラの設置については、学校、PTA、地元等関係者の同意が必要。事前に各小学校に確認したところ設置希望はなく、むしろ警備員配置の要望があった。

問 1 1 二酸化炭素排出抑制対策調査委託では何を調査するのか。

答 1 1 対象施設のエネルギー分析による効果的なエネルギー施策の提案、対象施設での電力使用量を常時把握し、可視化制度に関する提案及び対象施設の調査結果を、市民、事業者に波及できるかの提案について調査する。

問 1 2 中央公民館の建設について、利用者の声を反映していくとのことだが、利用者の声を聴くのは実際に新しい公民館を運営する人間がよいと思うが、誰が聴いていくのか。

答 1 2 新しい公民館の運営については、現時点では市直営で行う予定であり、現在の中央公民館の職員が利用者団体の会などで利用者の声を聴こうと考えている。

問 1 3 宝塚新大橋からの右折等、車の進入路の検討は。どう対応していくのか。

答 1 3 進入路の検討については、基本計画業務には含まれていない。道路交通担当課での対応を考えており、計画が具体的になってから対応していきたいと考えている。

問 1 4 NTN株式会社宝塚製作所跡地利活用のコンセプトは市庁舎を中心とした広場。末広中央公園も一体的に考えないといけないのではないか。相乗効果が得られる部分はどこなのか。中央公民館として必要がなくてもエリアとして必要な部分は連携を取って整備していくのか。

答 1 4 周辺は本市の中核ゾーンであり、ゾーン全体の利活用を検討しながら先行的に、中央公民館の役割や機能、さらに交差点や歩道の整備などを含めて考えていく。

問 1 5 中央公民館に 300 m²程度の多目的ホールを整備とある。公民館としては十分ではあるが、ゾーンとしてもっと広いものを考える余地はあるのか。

答 1 5 公民館としては必要を感じていない。

問 1 6 中央公民館の代替施設としての、東西公民館の利用率と施設整備の考え方は。

答 1 6 中央公民館の利用者の大部分は西公民館を利用している。利用者からの要望に対する新たな整備は考えておらず、軽微な工事に対応していきたい。また、午後の利用時間帯について、2 時間ごとに利用できるようコマ数をふやす方向も検討して

いるが、条例改正が必要なため時間をいただきたい。

問17 勤労市民センターという一つの機能がなくなっていくことも踏まえた施設機能を考えてほしい。ただ、耐震強度をクリアした建物というだけでなく、他市の事例も研究しながら、ハード、ソフト両面でいろいろな世代が利用できる工夫を。

答17 具体的な検討はしていないが、基本的には新しい公民館は、公民館機能に加えて、広く市民が活用できるような可能性を考えていきたい。

問18 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請書返送率が、それぞれ5割と7割と差があるが、高齢者には申請書がわかりにくいのでは。何らかの形で周知の検討を。

答18 広報誌のほか、民生委員や自治会連合会への説明、社協だよりなどでのPRに努めたい。

論 点 2 歌劇100年魅力発信事業について

<質疑の概要>

問1 宝塚駅前交通広場のモニュメント「明日へのコンセプト」を移設する計画について、詳細を。

答1 宝塚駅前交通広場整備に当たり、老朽化したカナルの撤去に伴い「明日へのコンセプト」を移設することとなった。同作品は、素材にアルミを使用するなど水辺への設置を意識されていたのではないかと考えている。作者は既に鬼籍に入っておられるため、関係者にアドバイスを求め移設先を検討したい。

問2 工事期間は交通広場全面が通行できなくなるのか。

答2 大劇場や宝来橋へ行くには交通広場を通行しなくてはならないことから、通行を妨げないようエリアを変えて工事をしていきたい。

問3 歌劇のモニュメントの設置予定箇所は。

答3 歌劇団からは駅から出て正面に見えるところにしてほしいとの要望があり、地元からは広場をなるべくフラットな空間として、イベントなどの際に中央を広く使用したいとの意向もあったことから、当該設置予定箇所とした。

問4 モニュメントの設置費用がなぜ補正予算で出てくるのか。当初予算審議後に新規事業が次々と出てくる現状は好ましくない。

答4 駅前広場整備事業については、当初予算に計上していた。この再整備については新たなコンセプトで取り組む必要があり、地元との調整も必要であったため補正予算対応となった。

問5 駅からの誘導はとても大事だが、市だけが担っていくのか。それとも阪急電鉄にも主体的にかかわってもらえるように、一緒に街づくりについて話し合っていく場があるのか。

答5 広場の整備は市が主体的に行っていくが、そのほかのエリアとの一体感を考慮していく必要があるので、そのあたりは阪急電鉄や周辺の事業者と相談しながら進めていくことが大事だと考えている。

問6 駅前広場の機能は歌劇を見に来る人だけのものではない。地元の人たちがイベントをしたり、山登りをする人たちを迎える場であったり、日常的に子どもたちがモニュメントやカナルで遊ぶなど、かなりの人たちが憩う場となっている。銅像を置いて終わりではなく、カナルの撤去やモニュメントを移設することで失われてしまう機能を何かでかわることを考えてほしい。

答6 駅前広場整備の課題として歌劇らしい空間や景観の演出、動線の確保とともに、地域のオープンスペースやコミュニティスペースの位置づけも特に重要であると考えている。地域とも話し合いを進めながら十分課題認識をし、設計を進めていきたい。

問7 宝塚駅前広場整備についてはプロジェクトチーム、JR宝塚駅と阪急宝塚駅が交錯するエリアのイメージアップは観光戦略。一方、宝塚ガーデンフィールズ跡地利活用の基本構想も作りはじめている中で、すべてが融合している感じがしない。歌劇やガーデンフィールズ、駅前広場も含め大きなエリアを設定したエリアマネジメントの必要性を感じるがどこが受け持っていくのか。

答7 宝塚駅前交通広場から花のみち、宝塚大劇場にかけてのエリアは本市の象徴的な地域として地域全体の良好な環境や価値を向上させる、そういった視点でのエリアマネジメントは非常に重要だと感じている。そのためには周辺の住民や事業者、行政が連携してトータルな取り組みが必要だと考えている。

また、ガーデンフィールズ跡地の利活用については国のまちづくり交付金事業制度の採択を受けて行っているが、これは周辺エリア全体を一つのテーマで盛り上げていこうという観点で進められており、その基幹事業として位置付けている。

駅前交通広場の整備についても重要な事業であると考えており、エリアマネジメントとまではいかないまでも、全体をマネジメントしていく気持ちで頑張っていきたいと考えている。

論点 3 自治会活動支援事業について

<質疑の概要>

問1 平成25年度の行政事務委託料から管理費を計上しているが、その理由は。

答 1 平成 25 年度から管理費として 3%計上しているが、確認したところ明記したものはない。推測するに、自治会連合会が平成 25 年度からアピアに事務所を開設したことと符合していることから、賃料補助の意味合いが強いのではないかと考えている。

問 2 明確な根拠がなければ管理費が認められるわけがない。どこが要求してどういう根拠で設定したのか。事実上の事務所の賃料補助ということであれば、委託料との整合性は。

答 2 不明確な部分があることは間違いないが、名目上、自治会連合会には、行政からの情報の周知、イベント等の参加協力など単位自治会を取りまとめる作業がついて回る。また、審議会への委員選出の取りまとめや自治会連合会や単位自治会の活動の推進など管理経費がかかるだろうということで 3%を計上した。

問 3 元々連合自治会は連絡調整を任務としているもの。その活動に対する補助金もあり、平成 24 年度までも良好に業務を遂行してきたとあるのに、突然平成 25 年度に管理費を計上したということは、隠れた補助という性質をもった契約になっているのではないか。また、公正性の原則で認められない自治会連合会の関係者に有利な対価での契約を行ったことになるのではないか。

答 3 平成 17 年の行革の時に委託料の 3 割カットを行った。自治会連合会からは、単位自治会と連携し、それを取りまとめながら一所懸命行政のために貢献しているので、その部分の労力については評価をしてほしいし、対価をみてほしいといった背景もあり、再三元に戻してほしい旨の要望がかなりあった。そこで、平成 25 年度には 3%の管理費を認めてもいいのではないかという判断に至った。また、その用途についてはアピアの事務所の賃貸経費に充てたという実態はあるかと思うが、市として有利な取り扱いをしたという認識ではない。

問 4 隠れた補助を委託契約に含めるということは、契約行為ということに対してあまりにも認識不足。また、自治会連合会規約に事務委託料の取り扱いについての条項が追加されたことについては、宝塚市と自治会連合会が独占的な契約をすることを前提としており、問題ではないか。

答 4 毎年、市と自治会連合会で特名随意契約がなされる前提で、規約に条項が追加されたことはおかしいのではないかと考えている。

問 5 誰が見てもおかしい。契約をするにあたって判断基準は持っていないのか。

答 5 契約については市の随意契約の手引きに基づき、地方自治法に照らし合わせながら毎年契約行為を行っている。

問 6 平成 25 年度の決算で、ある自治会について 2 千世帯の上限を超えた分の世帯数に

係る世帯割額が自治会連合会の収入として上げられている。市からは2,900世帯分の世帯割額が支払われているのに対し、当該自治会には2千世帯分しか支給されていない。不正受給に当たり、返還の対象となるのではないか。

答6 顧問弁護士と返還請求について相談した結果、この件に関しては、自治会連合会が理事会に諮って配分基準を定めたものであり、2千世帯を上限とする配分基準が適切かどうかということについては自治会連合会の内部の問題であり、市として返還を求めることができないとの判断であった。

問7 900世帯分を減じて支給された自治会は、理事会の決定に同意しているのか。

答7 当該自治会の会長も理事会に出席されており相当抵抗されていたが、理事会で決定されたと聞いている。

問8 行政事務を行っていないとした2自治会に対する未配分金を収入に含め、決算を打って余剰金としているのはどういうことか。市に返還するべきではないのか。

答8 その件については、平成26年度に入り市に返還されており、市から同額を報償費として当該2自治会に支払っている。

問9 2自治会に対して未払いになった原因について、市は調査に入ったのか。

答9 調査には入っていないが、他の自治会からは平成25年度に入り急に役員名簿などを提出するよう自治会連合会から言われて困っているなどの声を聴いている。

問10 調査もせずに市が返還を求めるとするのは、委託業務を適切に行っているながら役員名簿を出さないと支給できないという条件を市がおかしいと認定しなければ返還理由が成り立たないのでは。役員名簿の提出についての市の見解はどうなったのか。

答10 市としては、まずは2自治会への支払いを自治会連合会に求めたけれども支払われなかったため、市に返還してもらい市から当該2自治会へ支払ったという経緯がある。また、自治会連合会に対し役員名簿を提出することに抵抗があるという声が多かったため、今回は補助金として市が配分し、役員名簿も市に提出してもらうこととした。

問11 それでは自治会連合会の問題が何も解決していない。連自治会は役員名簿の提出に関する問題については何も反省していないのではないか。宝塚市としてはっきりとした見解を持たないといけない。

答11 確かに今の自治会連合会の執行部になってから性急に規約の改正などが行われているのも事実であり、単位自治会の一部からは、性急であり強引であるという意見があるのも事実。今回の役員名簿については、自治会連合会からは平成25年7

月の理事会で正式に決定したと報告があった。市の組織であれば一定のコントロールも効くが、外部の団体でもあり調整には限界がある。独立した団体の運営に市としては関与できない。顧問弁護士からも市が指導することについては越権行為との意見もあった。

問 1 2 団体の運営に関してではなく、行政事務委託料という公金の支出にかかわって名簿の提出という条件を付けていることに対して、公金の出しどころである宝塚市がどういう見解を持っているのかということ。これでは、市が公金の支出に対して責任のある立場になっていない。

答 1 2 市として手拔かりがあったのは、行政事務委託として委託契約書を交わした際、本来の行政事務委託料の目的である自治会の健全な運営や活動を支援・奨励するということが明確になっておらず、行われた事務に対して支払うといった契約書にしかっていないため、自治会連合会が事務を行ったとすれば支払わざるを得ない。また、その裏にある単位自治会をどのように指導しているかということについては契約書上読めない。そのため、顧問弁護士に相談した結果、市が関与することは難しいとのアドバイスをいただいた。

問 1 3 自治会連合会から除名されたと問題になっているある単位自治会について、自治会連合会では退会という取扱いになっている。どういう経緯なのか。

答 1 3 当該自治会については、自治会連合会から加入自治会の名簿から削除することという内容の指示書が来ており、除名なのか脱退なのかはわからない。ただし、当該自治会は自ら辞めるという意思表示は行っておらず、どちらかというとな除名という意味合いが大きいのではないかと考えている。

問 1 4 除名という規定が規約にあるのか。ないのなら自治会連合会は規約によらない運営をしているということか。

答 1 4 除名に係る規定は規約にないが、自治会連合会からは、運営の方法として規約に規定のない事項については理事会で決定できるとの説明を受けている。ただし、今回の除名の件に関して理事会に諮ったかどうかはわからない。

問 1 5 自治会連合会に加入している自治会にだけ行政事務委託料が配分され、単位自治会の自治会連合会への加入や同会への退会については規約に基づかず、また一方的な理事会の決定において除名という、こういうやり方が組織運営として正常であるかどうかを判断せざるを得ない。何も自治会連合会の内部の問題ではなく事務委託料の支出に関する問題になっている。

答 1 5 今般、住民自治組織のあり方に関する調査専門委員を設置し、自治会やまちづくり協議会の支援の方法ということで、これまでの行政事務委託料のあり方が適切

であったかどうかを含めて調査をしてもらうこととしている。その中で関係団体のヒアリングも予定しており、市も含めて今までどこに問題があったのかを調査し、報告書をまとめてもらうこととしている。

問16 今回の補助金の枠組みは、自治会連合会に有利な枠組みになっており公平ではない。自治会連合会への加入、非加入で補助金に差がつくことについての見解は。

答16 自治会連合会に加入している自治会については、自治会連合会から配分されていた委託料を補助金という形で市から直接支払うという方式の変更だけで、額の変更はない。非加入の自治会については委託料が一切支払われていなかったが、今回新たに市から直接支払うこととした。補助金の額の差は、行政から依頼する業務量の差として3割の差を提案させていただいている。

問17 宝塚市の補助金交付基準には、適格性から見た基準として、会計処理方法及び団体の場合は組織運営が適正であることとの記述がある。自治会連合会のあり方はこれに抵触するのでは。また、平成25年度決算において300万円を超える剰余金があることについては、団体等の決算における繰越金、剰余金等は、補助金額を超えていないことという記述との整合性はどうか。

答17 会計処理方法及び団体の場合は組織運営が適正であることとの記述については、決算なり事業報告が総会で承認されているという観点からは、適正であるといわざるを得ない。また、団体等の決算における繰越金、剰余金等に係る基準は団体運営補助の場合に適用される基準であり、今回は事業に対する補助なので適用されない。

問18 三田市において、コミュニティ行政を進めていくうえで監査委員から出された要望についてどう受け止めているか。

答18 市長に対する要望として必要な助言等を行うとあり、本市としても十分に参考にし、今後生かしていきたい。そういった観点も踏まえて、行政事務委託料を補助金に変えたというところから、まずはスタートしていきたいということを提案させていただいた。

問19 行政から依頼する業務として、行政情報の周知や行事等の参加要請を未加入自治会に対し行わないのでは行政目的が達成されないのでは。

答19 これまでも単位自治会ごとに行政情報の周知や行事等の参加要請を依頼するのは難しいという合理的な理由があって自治会連合会を通じて単位自治会に依頼してきた経緯がある。今後も単位自治会ごとに依頼するのは難しいということで、自治会連合会を通じた依頼となり、業務量の差として補助金に差をつけた。未加入の自治会には結果としてそういった情報なりが届かないということになるが、市民と行

政との協働といった観点からみると好ましいとは考えていない。全く周知していないわけではなく、自治会連合会を通じての周知以外にも広報誌などを通じて周知もやっていることをご理解いただきたい。

問20 市が行うすべての行事にできるだけたくさんの人に来てもらうということは、単にお楽しみというだけでなく、市全体としての実益の部分があつてのこと。情報の到達度が行政の窓口の効率の問題だけで差が出るのはおかしい。住民側からすれば不公平な情報提供であり、行政側から見ても全く効果的ではない。今までは、たまたま自治会連合会があつたからそういった手法で行ってきたが、多くの自治会が脱退している今、新しい仕組みを考えるべきではないか。

答20 これまでも未加入自治会にもチラシを配ったり、広報誌などの媒体を通じて周知したりしている。現在加入自治会が約180、未加入自治会が約100ある中で、現実問題として100の自治会に個別に周知をしていくことは、行政効率を考えると大変難しい。できれば自治会連合会のような一つの窓口を通じて、一元的に同じ水準の情報を流したいという思いはある。

問21 自治会が機能していてきちんと運営されている以上、市が決めたメニューによって自治会連合会へ未加入のため委託業務のするしないを選べない結果、少ない補助金しかもらえないのは不公平。選べない理由が市の事務効率以外に何かあるのか。

答21 効率化だけではなく、実際に依頼したときに単位自治会では対応できないという過去からの事情があつて連合会に依頼してきた。結果として依頼する業務に差ができるということで、その差を3割ということで設定した。

問22 近隣市で、元々自治会連合会のような組織がないところはどうしているのか。

答22 西宮市では補助金業務は行っておらず、ホームページと広報誌によって広報しており、チラシなどの配布等は一切行っていない。伊丹市には自治会連合会は存在しているが、行政事務委託契約は各単位自治会と契約している。そのほか自治会連合会との契約も結んでいる。また、自治会連合会に加入未加入にかかわらず金額は変わらない。

問23 今回の要綱（案）が実質適用されるのが来年からであれば、時間がある。自治会連合会加入、未加入にかかわらず、業務を行うと意思表示した自治会は単価が減らないといったことも含めて内容を見直す余地があるのではないか。

答23 例えば、未加入の自治会が一つのまとまりとして連絡会のような器のようなのでできるのであれば、同じような業務ができるのではないかと考えている。

問24 3月議会で指摘した消費税の問題について、当時の答弁では5%の消費税を加算

して自治会連合会に委託料を支払っている。公金の支出なので消費税を納めてもら
うべきではないかとのことであったが、その後の経過は。

答24 3月25日に市から行政事務委託料の消費税について西宮税務署に相談に行っ
た。資料をわたし、1週間ほど時間が欲しいということだったが、4月1日に請負契
約なので請負部分については消費税がかかる旨、口頭で回答があった。それに基づ
き自治会連合会の理事会で説明したところ、ある理事が納得できないということで、
6月に一人で税務署に赴き、対応した職員を訪ねた。その際、補助金的な積算をし
ていることと、あくまでも請負というよりもボランティアでやっているとの説明を
し、その場で消費税はかからないとの回答を受けた。市としても資料も準備し、1
週間も待って得た回答が180度変わってしまったので、その翌日に同じ職員を訪ね
確認したところ、それに間違いないと、さらに180度変わることはなく、消費税は
かからないとの回答だった。その内容が、今回の自治会連合会の会報に掲載されて
いるが、市としても説明が不足していたとの認識はない。

問25 それは、消費税はかからないという税務署の判断であり、市は消費税がかかる
ものとして消費税を加算して自治会連合会に委託料を支払っていた経緯があること
をどう考えるのか。

答25 当然我々は消費税がかかるものとして自治会連合会に払っていたので、還付請
求をするかどうか顧問弁護士に相談したが、結論としては返還請求ができない旨の
意見書をいただいた。

問26 住民自治組織のあり方に関する調査専門委員に委託する調査の中心は、明確な
記載はないが、自治会連合会になるのではないか。

答26 直接表記はしていないが、自治会のあり方というところで合わせて議論をお願
いしたいと考えている。あわせて、自治会、まちづくり協議会への支援のあり方と
いうことで、これまでの行政事務委託料や市の関わり方の問題点についてもご指摘
いただきたいと考えている。

問27 知識経験者5名の考え方は。

答27 住民自治組織の専門の学識経験者が中心になってくると考えている。いろいろ
問題点が上がってくる中での人選なので、公平な目で見られる方、あるいは本市の
現状をある程度分かっている方などを考えている。

問28 平成27年9月ごろをめどに報告書のまとめがあり、一定の結論が出る予定だが、
現状把握に時間を要するからか。

答28 まずは、本市の現状をよく知ったうえで議論をしていただく必要があり、関係
団体とのヒアリングを経て報告書をまとめて頂きたいと考えている。約1年の期間

を想定しているが、我々としてもできるだけ早くまとめていただくことを目指したいと考えている。

問 2 9 ある団体から調査専門委員に参加したいという声があったと聞いているが。

答 2 9 自治会連合会から同連合会のメンバーに参加させるよう要望書が出ているが、あくまで第三者委員会なので、関係者は参加できない。

問 3 0 補助金交付基準を所属世帯が 10 世帯以上とした理由は。

答 3 0 平成 25 年度において自治会連合会加入自治会のうち最少世帯数が 13 世帯であったため、10 世帯以上とした。なお、新たに支給対象とした未加入自治会については 71 自治会のうち 65 自治会が 10 世帯以上であった。

問 3 1 住民不在の中で調査専門委員が住民自治を決めてしまっているのか。

答 3 1 調査専門委員を立ち上げた理由は、対立という現象だけでなく、市が主導的に作ってきたまちづくり協議会にもうまくいっているケースっていないケースが多々あり、どういった自治組織のあり方が宝塚市に適切なのか改めて議論いただくためと考えている。

問 3 2 現状を一番知っているのは行政であり、時間が経過するにつれて問題は複雑になってくる。調査専門委員のスケジュールが長すぎると思うが、短縮できないのか。

答 3 2 住民自治のあり方については、従前から協働のまちづくりということで自治会の育成、まちづくり協議会というコミュニティ組織での活動など率先して取り組んできた。すべてが順調に来たわけではないのが事実であり、本市だけではなく、全国的にも困難な事例を抱えながら住民自治のありよう、それから、住民間で進めていくためには、合意の形成の仕方についても、皆さんに身に着けて頂く必要があると考えている。調査専門委員の結論を待つだけではなく、日々問題の解決に取り組んでいきたいと考えている。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成26年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

| | |
|---|--|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第75号 平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号） | |
| 議案の概要 | |
| <p>平成26年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、4,699万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、255億6,879万9千円とするもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、介護納付金事業、保健事業及び償還事業を、それぞれ増額する一方、後期高齢者支援金事業を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、国からの療養給付費等負担金及び特別調整交付金を、それぞれ増額しようとするもの。</p> | |
| 論 点 なし | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | ジェネリック差額通知作成委託料が計上されているが、宝塚市におけるジェネリック医薬品の使用割合と、阪神間で既にジェネリック差額通知をしている市に見られる効果は。 |
| 答1 | 宝塚市におけるジェネリック医薬品の流通割合は、平成26年3月末現在で46.4%。ジェネリック差額通知をまだ行っていない西宮市が46.1%、伊丹市が47.1%。すでに通知している尼崎市が53.1%、芦屋市49.4%、川西市53.3%、三田市54.4%となっており、差額通知を行っている市が流通割合も高い状況にある。 |
| 問2 | 本市のレセプトチェックの職員体制は。 |
| 答2 | 資格点検に正規職員1名臨時職員1名、内容点検に医業4名、歯科3名の臨時職員を配置。経験年数は平均11年。さらに年4回の研修やグループワーク、最新の点検技術の外部研修などの研修体制をとっており、他市に引けを取らない内容となっている。今後も継続して取り組んでいきたい。 |
| 自由討議 なし | |
| 討 論 なし | |
| 審査結果 可決（全員一致） | |

平成26年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

| | |
|----------------------|--|
| 議案番号及び議案名 | 議案第76号 平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号） |
| 議案の概要 | <p>平成26年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、9,885万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、164億6,515万8千円とするもの。</p> <p>歳出予算は、基金管理事業において介護給付費準備基金積立金を、償還事業において介護給付費国庫負担金などに係る過年度分の返還金を、それぞれ増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、介護給付費負担金過年度精算分及び介護給付費準備基金とりくずしを、それぞれ増額しようとするもの。</p> |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | <p>問1 介護給付費準備基金とりくずしとして94,186千円計上されているが、とりくずし後の準備基金の残高は。</p> <p>答1 平成26年度末で7千万円程度の予定。</p> <p>問2 基金としての状況は厳しいのか。</p> <p>答2 厳しい状況である。</p> |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成26年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

| | |
|---|----------|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第78号 宝塚市援護資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案の概要 | |
| <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が本年4月23日に公布されたことに伴い、整理が必要となる宝塚市援護資金貸付基金条例、宝塚市福祉事務所設置条例、宝塚市市民福祉金条例及び宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の4条例を一括して改正しようとするもの。</p> <p>改正の内容は、母子及び寡婦福祉法の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたこと、同法の改正により配偶者のない男子に関する規定が追加されたことに伴い、所要の整理を行おうとするもの。</p> | |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | なし |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成26年第4回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第102号 平成26年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

議案の概要

平成26年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、5億1,705万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ、724億6,915万1千円とするもの。

歳出予算の主なものは、災害救助事業では被災者生活再建支援金を、災害対策事業では武田尾地区被災者移転促進支援金を新たに計上し、災害復旧事業において災害復旧に係る工事費を増額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では公共土木施設災害復旧事業費負担金を、県支出金では農林施設災害復旧事業補助金、被災者生活再建助成金を、地方債では災害復旧事業債を、それぞれ増額しようとするもの。

債務負担行為の補正では、平成26年8月豪雨災害対策被災者生活復興資金貸付金利子補給分担金を追加しようとするもの。

地方債の補正では、災害復旧事業債を追加しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 公共施設災害復旧債について、農林施設、公共土木施設、観光施設の3分野について発行している。利率が5%以内といった取り決めがあると思うが実際は何%ぐらいになるのか。

答1 償還期間が10年で、概ね0.6～0.7%程度となる見込み。

問2 道路浚渫にかかる経費が計上されているが、どこが対象か。また、普段からの点検やその後の大雨の際の確認は。

答2 該当箇所は、平井1丁目他2カ所。通常担当課によるパトロールや地域からの通報等により確認を行い、その後の大雨の際も確認している。

また清掃については、春秋に行われる市内一斉清掃時や、人の手で困難なところは市で対応しており、今回の補正予算では、大雨により土砂がたまったところについて対応する。

問3 山本野里2丁目に、通称幻の県道と呼ばれる県の管理する通路がある。昨年度、県の工事が完了し市へ移管されると聞いているが、進捗状況は。

答3 県から工事の完了報告があり、現在移管について協議中。早ければ今年度中又は来年度には移管される見込み。

問4 水害対策として、口谷1号雨水幹線工事が行われているが、山本丸橋エリアにも

パラペットの増設が必要だと考えるが見解は。

答 4 現在地元と調整中であり、効果のあるところは設置していきたい。

問 5 宝塚市武田尾地区被災者移転促進支度金交付要綱の制定目的は何か。また、いつから施行するのか。

答 5 8月の台風及び大雨によって武田尾地区のパラペットが崩壊したことにより基礎部分に損害を受けた同地区の7軒の住宅について、速やかな移転を促すために支援金を交付しようとするもの。本補正予算が成立し次第、速やかに施行したい。

問 6 県施行の武田尾地区の区画整理事業の状況はどのようになっているのか。

答 6 県は当初計画では、平成27年度中の移転を考えていたが、今回の水害で被害を受けた7軒についても移転の上、一気に盛土をして宅盤の造成を行うという計画に変更したと聞いている。

問 7 従前から災害復旧費は予算に計上せずに予備費で対応することとしていたところ、今回は予備費では足りないから補正対応となったはずだが、同じ補正予算で予備費に8千万円を増額しているのはなぜか。

答 7 3回の水害による緊急対応のため既に8,100万円を予備費から支出しており、今回の補正でその分を補てんして、今後の半年間の準備としておこうとするものである。

問 8 武田尾の住宅被害は、国から法律の適用は受けないのか。

答 8 今回の水害による農地及び公共土木施設については国から激甚災害の指定を受けているが、住宅については全壊が10世帯以上という条件に合わないため、被災者生活再建支援法の適用は受けない。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

請願第40号 宝塚市自治会補助金交付要綱（案）の見直しを求める請願

議案の概要

<請願の趣旨>

「宝塚市自治会補助金交付要綱」では、自治会連合会への加入の有無によって単位自治会を区分し、補助対象となる事業の範囲に差を設け、未加入自治会へは加入自治会の70%しか補助金を交付しないとする要綱になっており、自治会連合会に加入していない単位自治会に限っては、市から「各種集会、大会等への参加の啓発、その他市の事業への協力」の要請は行われず、市長等執行機関の「附属機関の委員等の候補者推薦」の対象から除外され、そのことは、市の基本方針である「市民との協働の指針」に反することは明らかであり、地域住民の間に新たな混乱を招き、市の行政運営に大きな過誤を生む結果となる。

市は、同じ市民であり平等に市税の負担を担っている地域住民で組織される単位自治会を、自治会連合会への加入の有無で差別化し、不公正で不公平な取り扱いを行うべきではない。

今年度は、補助金交付の基準日が平成26年4月1日であることから、補助金の支給に新たな混乱は生じないが、平成27年度に向け、以下のとおり「宝塚市自治会補助金交付要綱」を見直し、補助金の交付にあたっては、補助制度の趣旨を踏まえ、適切に執行されるよう求める。

<請願の項目>

- (1) 単位自治会への補助金交付にあたっては、市民との協働の指針に基づき、宝塚市自治会連合会への加入の有無により支給額に差を設けることなく、公正・公平に取り扱うこと。
- (2) 単位自治会への補助金の交付条件の設定にあたっては、自治会運営の過去の経過や現状に配慮し、当分の間、弾力的に運用すること。

<質疑の概要>

問1 宝塚市自治会補助金交付要綱ということで、新たな交付基準を設けることとなるが、平成26年度分の補助金の申請方法は新しい要綱を適用するのか。

答1 今回の補助金は、自治会の運営及び活動に対して交付する。交付要綱の附則には、平成26年度分の補助金は、平成26年4月1日以後に支出した同年度の自治会の運営又は活動に要した費用に充てることができることあり、要綱第6条に基づいた交付申請となるが、一部の書類について作成ができない等の場合は、ただし書きの、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略できるとした部分を適用し、省略可

能という運用もしていきたい。

問2 請願の項目で、支給額に差を設けないでくださいとあるが、自治会連合会に加入していない自治会を7割とした根拠は。

答2 従前より自治会連合会を通じて依頼していた各種集会、大会等への参加等の業務を、自治会連合会の事務に従事している職員が、全体の業務量から総合的に判断して設定した。

問3 今の状況として自治会連合会に加入している自治会のほうが多いから、市としてはそれしか考えられない、未加入のところもそれに代わる機構を作ってくれないと難しいということだが、今後状況が大きく変われば、それに代わる今までと全く違う形のものを検討できるのか。

答3 今までは、市として自治会連合会は一つしか認められないという立場で関係を持ってきたが、加入世帯がかなり少なくなった時に自治会連合会として認められるのか。また、附属機関の委員を依頼するときに、ほんの少数の中から依頼することはできないのではないかと、といった事態を想定する必要があるが、これについては今度の調査専門委員の中で、本来の支援のあり方について議論いただきたいと考えている。

問4 全自治会に対して補助金は一律で、自治会連合会加入自治会にはさらに依頼する業務分を加算するという考え方にならないのか。

答4 一から策定するのであればそのような考え方になったであろうが、過去からの行政事務委託がベースにあったため、減額という考えになった。今後見直しできるところがあれば見直したい。

自由討議

委員A 補助割合を上に出すか下に下げるかは問題の本質ではない。積算合計額の70%では、単価を切っているのと同じ。どういう考え方で、今出てきている問題について、考え方をどこに置くのかというと、やはり憲法14条をベースにやっていくべき。すべての自治会相手に事務ができないという前提があって自治会連合会に事務を依頼しているというが、実際は市が事務を担っていて実情は変わらない。現状として今の自治会連合会のあり方については、いろいろと問題がある。それをどういう立脚点で解決していくかという、寄って立つ立場というものを行政が持つ必要がある。自治会連合会加入、未加入自治会という枠組みをいったん公正に扱って、事務局のあり方も検討をして、新たな自治会のあり方を考えるところに来ているのではないかと。

委員B 脱退した自治会が自治会連合会を批判しているのでも、対立しているのでもなく、行政が作った要綱に対し不公平ではないかと申し出ているものと考えている。あくまでも、あるべき論を説いている。今起きている自治会を取り巻く状況の変化に、どう公正、公平に対応していくのかということと考えていかないと何の解決も進まない。要綱の表現の問題ではなく、依頼される事務について自治会側に選択権がなく行政側がメニューを決め打ちしているところに自治会連合会を核とした、またはそれ以外のところという構図が見てとれる。自治会連合会に加入していない自治会が四分の一出てきたことは大きい。自治の仕組みを再構築する必要があると考えている。

委員C 元々、65自治会は自治会連合会に未加入であり、請願者と同じ思いかどうかはわからない。それについては、それなりの理由があるかもしれない。今回は、この元々未加入の自治会にも補助金を払うもの。それがどう地域の活性化につながっていくのか見ていかなければならない。少ない判断材料の中で、この請願が自治会連合会未加入の自治会の大多数の意見かどうかわからないから、判断が難しい。

委員B これが未加入自治会の大多数の意見かどうかはわからないが、行政事務委託料から地域の活動を支援する補助金に変わったのだから、一から考え直す必要があるのではないか。たとえこれが1つ2つの自治会からの請願であっても、主張の正当性について検討しなければならないのではないか。ただやはり、この時期に18という自治会が新しい制度に異論を唱えているということは無視できない。利害の問題ではなくて受け止めていかなければならないのではないか。

委員D 単位自治会が各地域でいろいろな活動をしていくことも大切だが、協働という観点から考えると、横の連携も必要ではないか。自治会にはいろんなやり方があるが統一ルールは決まっているといった、宝塚市全体の自治会活動の部分と、単位自治会の活動の部分がうまく整理された形というものを目指してほしい。

委員E 請願者の意図を組んだとして要綱を見直してほしいだけでよいのか。
行政から依頼している業務量に差があるということが公平、公正ではないと考えており、まずは業務量の格差を是正することが重要。

委員B 仕事量に値段がついているという状態は普通であり、全く仕事をしないのに補助金が欲しいという考え方ではない。今までと同じように責務と権利を執行したいと考えている自治会としては、自治会連合会を出たことによってできる仕事量の格差について何とかならないかと考えている。

委員A 機会の平等がない。作らないといけない。違いがあるのは認めるし、区分はあり得ると考えている。業務としてできないという前提が作られていて、それに差をつけるというのが基本姿勢にあり、行政の基本姿勢としてそれではいけない。自治会連合会という区分を乗り越えられない、そこが問題では。

委員F 補助金の支給額を100%と70%に設定しているが、この70%の部分は本来の自治会活動を支援するための補助金であり、30%が業務に対する補助と考えると、その業務を平等にできない状況をどう変えるのが課題では。

討 論 なし

審 査 結 果 趣旨採択（全員一致）

議案番号及び議案名

決議案第15号 いわゆる従軍慰安婦問題に関して、本市議会が平成20年3月26日付けで政府に提出した意見書が決定的な根拠を失ったことを確認するとともに、国はさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に、慰安婦問題についての正しい理解を促す努力をするよう求める決議について

決議案第16号 いわゆる従軍慰安婦問題に関して、国はさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に、正しい理解を促す努力をするよう求める決議について

議案の概要

(決議案第15号)

いわゆる従軍慰安婦問題の発端となった「吉田証言」の報道を朝日新聞が虚偽であったと認め、正式に取り消し、謝罪したことで、本市議会が平成20年3月26日付けで政府に提出した意見書も決定的な根拠を失ったと言うべきである。朝日新聞の誤報道が本市議会意見書の信頼性を著しく損ねたことは遺憾である。

ここに、本市議会が平成20年3月26日付けで政府に提出した意見書が決定的な根拠を失ったことを確認するとともに、国はさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に、慰安婦問題についての正しい理解を促す努力をするよう求める。

(決議案第16号)

いわゆる従軍慰安婦問題に関して、朝日新聞が「吉田証言」の報道を虚偽であったと認め、正式に取り消し、謝罪した。それにともなって、国内では混乱をきたしている。

国は、さらなる真相の究明を進め、諸外国、関係機関に正しい理解を促す努力をするよう求める。

論 点 1 朝日新聞の誤報道について

<質疑の概要>

問1 朝日新聞が「吉田証言」の報道を取り消したことについてどう考えているか。

答1 (第15号) 日本全体を含めて大きな議論となっている。朝日新聞が誤報を認めたことにより、慰安婦が強制的に連行されたとする大きな根拠は失われたと考えている。

(第16号) 国内で混乱を来している、そのため国に真相の究明を求め、諸外国、関係機関に正しい理解を促す努力を求めている。平成20年に出された意見書は「吉田証言」を根拠としていない。朝日新聞が誤報を認めたことで、何らの影響を与えるものではない。

問2 「吉田証言」が、国連に提出された1996年のクマラスワミ報告及び1998年のマクドゥーガル報告書の有力な証拠の一つとして用いられたことは間違いないが、決定的な証拠として足りるかどうか。決定的な証拠であったとしても、暴行という状況があったかなかったかが重要だが、どう認識しているのか。

答2 (第15号)慰安婦というものがあったということを否定するものではないが、レイプがあったかどうかは国が検証中であり、個人的な見解を申し述べるものではないと考えている。

問3 第16号について、朝日新聞の誤報道にともない、国内で混乱をきたしているところが、どういった内容を把握しているのか。

答3 連日、朝日新聞以外の新聞各紙、週刊誌がこの問題を取り上げており、本市議会もこの件に関連していろいろなご意見を多くいただいている。こういった意見が錯綜している状況が、混乱をきたしていると考えている。

問4 日本軍の関与と強制的に連行されたとのことについての見解は。

答4 (第15号)慰安婦の存在は間違いないが、軍部によって「強制」され、性奴隷としての扱いを受けたかどうかはわからない。安倍首相は、官憲が押し入り人さらいのように連れて行くことを「強制」と狭義に捉えており、そのような意味での「強制」の事実はないと考えている。

(第16号)慰安婦は存在し、慰安所は設置されていた。慰安婦が本人の意思に反して「強制的」に連れてこられた事実があり、慰安所においても、強制性はあったと考えている。

問5 平成20年の請願の趣旨採択と意見書について。

答5 (第15号)請願は趣旨採択されたが、採択はされておらず、意見書は別に作成されたもの。請願に「吉田証言」が含まれていなくても、意見書の段階では、「吉田証言」総体として含まれている。朝日新聞が誤報を認めたことにより、その根拠は失われている。

論 点 2 決議案第15号にある「本市議会が平成20年3月26日付けで政府に提出した意見書が決定的な根拠を失った」ことについて

<質疑の概要>

問1 当時の請願の審査経過に「吉田証言」は含まれておらず、河野談話が焦点となっている。河野談話の中で吉田証言なり朝日新聞の誤報道が、女性の人権侵害の事実とどう関係づけられているのか。

答1 (第15号)女性の権利を守ったり、過去にあった恥ずべき行為については反省しなければならないが、「吉田証言」と朝日新聞の報道があったから、慰安婦問題が

国内外で大きな社会問題になったのは間違いなく、その根本となった朝日新聞の報道が誤報道ということで、決定的な根拠を失っていると考えている。

(第16号)意見書案を作成する議論の中では、「吉田証言」は話題となっておらず、意見書には反映されていない。吉田証言の誤報が明らかになったことによって、意見書の根拠が失われるものではない。女性の人権を守り、相手に寄り添っていく姿勢で意見書案を作成したものである。

問2 河野談話を作成したときに、16人の元慰安婦の方に聞き取り調査をし、その証言が元となったと聞いているが、聞き取りの検証結果は知っているか。

答2 (第15号)アメリカ下院での決議の際、何度か証言されているが、その場その場で証言内容が変わり、何を信じていいのかわからない。

問3 石原官房副長官も、当時、その事実が政府としてあったかなかったかが重要と発言し、検証作業を進めてきたとしているが、否定材料は出てきたのか。安倍政権は、河野談話を継承するといっているが。

答3 (第15号)現政権では、河野談話を維持しつつ新たな談話を出すような方向で進んでいると認識している。本市議会が平成20年に出した意見書と同様、一度声明として出したものを覆すことはできないし、外交問題につながるような談話を取り消すことはできないと考えている。

その時々々の社会状況も含め、新しい証拠が出てくるなどの状況も含めて政治的な判断は変わってくると考えているが、河野談話の信憑性を問われてもよくわからないというのが正直なところ。

問4 請願においても、意見書においても、「吉田証言」は全く話題となっておらず、意見書には「吉田証言」は反映されていない。朝日新聞の誤報が明らかになったことで、意見書の根拠が失われることは論理的にありえないのでは。

答4 アメリカ下院などで決議が行われ、慰安婦は日本軍による「強制的な性奴隷」とされ、世界に「性奴隷」というイメージが発信されている。一般に、人は新聞報道を事実と考える。「吉田証言」は大きな影響を与えており、朝日新聞が誤報を認めたことでその根拠は失われたと言える。

自由討議

委員A 平成20年3月26日付けで政府に提出した宝塚市議会の意見書は吉田証言を根拠にしていないので、「意見書が決定的な根拠を失った」とする決議案第15号には根拠がない。慰安婦制度を国策としてとっていたのはドイツと日本だけといわれている。橋下市長も慰安婦問題は万国共通と発言しているが、問題は国策として行っていたかどうかであり、それに対して我々がどう向き合うか、女性の人権尊

重という方向で過去から学ぶ必要がある。意見書が立脚した河野談話は、日韓関係の中で苦労して対応してきたものであり、近隣諸国との友好関係も考えている。

そういうことも含めて、トータルに、朝日の誤報も含め、冷静になってもう一度きちんと議論した方がよい。

委員B 平成20年3月26日に意見書を出したことは良かったと思っている。請願の審査において、冒頭に口頭陳述人から人権が侵害された事例の紹介があり、人権にも配慮しながら請願の審査がされた。慰安婦問題について、宝塚市議会として女性の人権、尊厳について議論が進められた。議論では唯一河野談話が出てくるが、吉田証言には触れられていない。それは当時の本市議会で人権問題として受け取ってその趣旨を採択をされたためである。

そのこととは裏腹に、今、従軍慰安婦問題に関してさまざまところで宝塚市議会の名前が挙がる。人権問題として提出したはずの意見書が、違う形で取り上げられることは遺憾。

また、当時も吉田証言は存在し、朝日新聞もその報道をしていたが、本市への意見などはほとんどなかったが、朝日新聞が吉田証言を虚偽として取り消しをした途端本市にも多くの意見が寄せられている。そういった状況の中で、本市議会としてはあの意見書はそんなつもりで出したんじゃないということを明らかにすべきと考える。その人たちに寄り添った形で出した意見書が違う形で使われている現状についてもう一度寄り添った形の決議を出すべきと考え、決議案第15号に賛成するものである。

委員C 宝塚市が可決した意見書がその後どういう利用のされ方をしたかということと別に考えたほうがよい。この意見書は吉田証言に何ら依拠していない。事実として政府の公式見解である河野談話にのみ依拠しているということをあえて後世に示すために、「河野談話の上に」という文言を追加するよう公明党から調整の場で意見が出されたことを記憶している。事実として吉田証言に依拠していないものを、後の時代の議会が解釈として吉田証言に基づくという判断をすることは許されない。意見書が根拠を失ったという確認を、代が変わった構成の議会が行い、過去の判断を否定することに違和感がある。するのであれば、今の宝塚市議会の別の形の見解としての決議を新しく出すべき。決議案第15号は、宝塚市議会が請願の願意を大事にしていくよう合意形成をはかってきた今までのやり方を踏みにじるものである。

委員A 私も議会運営の点で禍根を残すものになると思う。宝塚市議会の意見書は全会一致方式で、一致点をみつけるため修正協議の努力を重ねてきている。今後こういう形になると、意見の違いばかり表面化し、議会として一丸になってあたって

いくという方向性が薄れていくと危惧する。宝塚市は全国的にも男女共同参画について早期に条例をつくった女性のまちだと思っている。宝塚歌劇団ができた背景もある。宝塚市の意見書が全国に広がった流れのことも理解はするが、議論の対象になっていなかった吉田証言をもって意見書全体を否定されるのは、議会の対応として違和感があるし、それが全国に波及していくことも心配する。

討 論

(決議案第16号に賛成)

討論1 過去に日本がしてきた誤りには真摯に向き合うべき。吉田証言を問題にした意見書ではないのに、それを持ち出してくる決議案第15号の扱いは違和感がある。

(決議案第15号に賛成)

討論2 いままでの議論で、どういう思いで意見書を出されたのかはよくわかったのによかった。しかし、そういう経緯を知らずに意見書の文面を読むと、やはり強制的に性奴隷にしたという立場を信じた上での意見書と思われる。その部分は、朝日新聞が吉田証言の誤報を認めたことで根拠が崩れたという意味で、まさしく決議案第15号のとおりだと思う。

(決議案第15号に反対、決議案第16号に賛成)

討論3 平成20年3月26日付けで政府に提出した宝塚市議会の意見書は、あくまでも河野談話をもとにしており、人権尊重の観点で真相究明と被害女性の尊厳回復に努め誠実な対応を求めたもの。河野談話については今年6月に政府による河野談話検証チームが検証結果を報告し、それを受けて政府が河野談話の継承を表明している。さらに10月3日の衆議院予算委員会答弁においても、菅官房長官が吉田証言は河野談話の内容に反映しなかったと明確に談じている。また、安倍首相は河野談話を継承すると明言している。つまり、河野談話をもとにした2008年の宝塚市議会の意見書は全く揺らぐことがない。それなのに、吉田証言が虚偽であったという事実をもって意見書を実質撤回しようとする動きは不自然である。こんなことを認めることは議会の自殺行為である。したがって、意見書が決定的な根拠を失ったとする決議案第15号の内容は事実と全く異なり、過去の意見書を否定する決議には賛成できない。しかし、朝日新聞による謝罪により、国内が混乱していることは事実である。政府も外務省に委員会を発足させ詳しい調査を進めるとしている。市議会としても国に対してさらなる真相の究明を進め、諸外国、関係諸機関に正しい理解をするよう求める決議案第16号に賛成する。

(決議案第15号に賛成、決議案第16号に反対)

討論4 従軍慰安婦に関する意見書を提出した自治体が全国で43自治体におよび、慰安

婦問題が取り上げられるたびに宝塚市議会が最初であると言われ、国内だけでなく、韓国国会決議にも、アメリカで慰安婦像設置理由の表明にも宝塚市議会の名前が引用されている。本市が提出した意見書は国内の各自治体にだけでなく、世界各国にも大きな影響を与えている。そういった中で従軍慰安婦問題の発端となり、国連人権委員会クマラスワミ報告にも引用され、慰安婦像の碑文にも引用されている吉田証言を朝日新聞が虚偽と認め取り消したことは、本市議会の可決した意見書も決定的な根拠の一つを失ったことになると思われる。したがって決議案第15号には賛成する。決議案第16号には、重要な部分が書かれていないため反対する。

審査結果

決議案第15号 可決（賛成多数 賛成6人、反対2人）

決議案第16号 否決（賛成少数 賛成2人、反対6人）

